住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会開催要領

第1目的

住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会は、住民票の写しの交付制度等に係る課題について、有識者による専門的な検討を行うことを目的とする。

第2 構成

検討会は別紙のメンバーをもって構成する。

第3 座 長

- (1)検討会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- (2)座長は会務を総理する。
- (3)座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

第4 議事

- (1)検討会の会議は、座長が招集する。
- (2)座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に検討会への出席を求めその意見を聞くことができる。

第5 その他

- (1)検討会の庶務は、総務省自治行政局市町村課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が定める。

(別紙)

住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会メンバー名簿 (敬称略 50音順)

石川 雅己 全国連合戸籍事務協議会会長(千代田区長)

宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

岡田ヒロミ 消費生活専門相談員

角 紀代恵 立教大学法学部教授

堀部 政男 中央大学大学院法務研究科教授・一橋大学名誉教授

前田 信弘 東京都総務局行政部長

(オブザーバー)

内閣府国民生活局個人情報保護推進室長

法務省民事局参事官